

知多市告示第53号

知多市防犯灯設置事業補助金及び防犯灯電灯料交付金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市防犯灯設置事業補助金及び防犯灯電灯料交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知多市防犯灯設置事業補助金（以下「補助金」という。）及び防犯灯電灯料交付金（以下「交付金」という。）は、夜間の犯罪を防止するため、地区住民によって構成された団体が設置し、及び管理する照明灯（以下「防犯灯」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において当該団体に交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐在員 知多市駐在員の設置に関する条例（昭和45年知多市条例第15号）の規定に基づき置かれた駐在員をいう。
- (2) 地区 前号に規定する駐在員が管轄する各区域をいう。

(対象とする防犯灯)

第3条 補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）の対象とする防犯灯は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 夜間の犯罪発生状況等を考慮し、防犯上最も効果的と認められる場所に設置するもの。
- (2) 屋外に設置するもので、終夜点灯をする照明灯。
- (3) 消費電力40ワットまでの蛍光灯又はこれに相当する明るさのLED照明を使用するもの。

(4) 電力事業者等が設置する開閉器が設置されていない電柱等を利用するもの。

(補助の対象及び補助金の額)

第4条 市長は、第1条に規定する防犯灯設置事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助金の額は、LED照明1灯につき、補助対象経費の90パーセントに相当する額とし、1,000円未満を切り捨て、23,000円を限度とする。

(交付の対象及び交付金の額)

第5条 市長は、防犯灯の電灯料（以下「交付事業」という。）について交付金を交付する。

2 交付金の額は、地区防犯灯台帳に記載されている防犯灯1灯につき、別に定める定額電気料金を基準に年額を算出した額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、知多市防犯灯設置事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該年度の1月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 設置場所の位置図

(2) 設置に要する費用の見積書の写し

2 交付金の交付を受けようとする者は、知多市防犯灯電灯料交付金交付申請書（第2号様式）を、当該年度の9月末日までに市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第7条 市長は、交付の決定をしたとき及びこれに条件を付けたときは、速やかに知多市防犯灯設置事業補助金交付決定通知書（第3号様式）又は知多市防犯灯電灯料交付金交付決定通知書（第4号様式）により、その決定の内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金等のいずれにおいても交付決定の通知を受けた日から1か月以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）又は交付事業を行う者（以下「交付事業者」という。）は、補助事業又は交付事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(計画変更の承認)

第10条 補助事業者又は交付事業者は、補助事業又は交付事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知多市防犯灯設置事業補助金計画変更申請書（第5号様式）又は知多市防犯灯電灯料交付金計画変更申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金等の額を変更せず、かつ、次に掲げる変更であるときは、変更内容を記載した書面の提出をもって承認したものとみなす。

- (1) 経費の配分の変更が、経費の能率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、経費の目的の実質的変更がなく、当該経費の20パーセント以内の変更
- (2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

(変更決定の通知)

第11条 市長は、計画変更を承認したときは、速やかに知多市防犯灯設置事業補助金変更交付決定通知書（第7号様式）又は知多市防犯灯電灯料交付金変更交付決定通知書（第8号様式）により、補助事業者又は交付事業者に通知するものとする。

(補助事業遅延の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由が明らかとなる事由を記載した書面を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い期日までに、知多市防犯灯設置事業補助金実績報告書（第9号様式）に、設置に要した費用の領収書

の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(額の確定等)

第14条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、知多市防犯灯設置事業補助金確定通知書(第10号様式)により補助事業者に通知するものとする。

2 交付金の額の確定は、交付の決定により行ったものとみなし、その確定通知は知多市防犯灯電灯料交付金交付決定通知書によって行ったものとみなす。

(交付)

第15条 補助金等は、額の確定後に交付する。

2 補助事業者又は交付事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、知多市防犯灯設置事業補助金交付請求書(第11号様式)又は知多市防犯灯電灯料交付金交付請求書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 規則第23条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

(委任)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金等の交付の決定を受けた補助事業及び交付事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第6条関係）

知多市防犯灯設置事業補助金交付申請書

年 月 日

知多市長 様

駐在員 住 所

地 区 名

氏 名

電 話 番 号

年度において防犯灯設置事業を行うため、次のとおり知多市防犯灯設置事業補助金の交付を申請します。

交 付 申 請 額	円
補 助 事 業 の 目 的	
補 助 事 業 の 内 容	
事 業 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
総 事 業 費	円
補 助 対 象 経 費	円
添 付 書 類	1 設置場所の位置図 2 設置に要する費用の見積書の写し

備考 添付書類は、補助事業に関する次の事項を明らかにしなければならない。

- (1) 経費の配分、経費の使用方法、補助事業の効果その他補助事業の遂行に関する計画
- (2) 経費のうち補助金によって賄われるもの以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (3) 補助事業に関して生ずる収入に関する事項

第2号様式（第6条関係）

知多市防犯灯電灯料交付金交付申請書

年 月 日

知多市長 様

駐在員 住 所

地 区 名

氏 名

電 話 番 号

年度において防犯灯電灯料交付金事業を行うため、次のとおり知多市防犯灯電灯料交付金の交付を申請します。

交 付 申 請 額	円
交 付 事 業 の 目 的	
交 付 事 業 の 内 容	
添 付 書 類	

第3号様式（第7条関係）

知多市防犯灯設置事業補助金交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付で交付申請のあったことについては、知多市防犯灯設置事業補助金及び防犯灯電灯料交付金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付決定したので通知します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
交付の条件	

第4号様式（第7条関係）

知多市防犯灯電灯料交付金交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付で交付申請のあったことについては、知多市防犯灯設置事業補助金及び防犯灯電灯料交付金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付決定したので通知します。

交付事業の名称	
交付決定額	円
交付の条件	

第5号様式（第10条関係）

知多市防犯灯設置事業補助金計画変更申請書

年 月 日

知多市長 様

駐在員 住 所

地 区 名

氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付決定を受けた事業について、
計画を変更したいので、次のとおり申請します。

補助事業の名称	
変更後の補助金額	円
計画変更の理由	
計画変更の内容	

備考 「計画変更の内容」欄は、交付申請書に記載した事項又は添付書類に記載した事項
について、変更前と変更後が比較対照できるように記載しなければならない。

第6号様式（第10条関係）

知多市防犯灯電灯料交付金計画変更申請書

年 月 日

知多市長 様

駐在員 住 所

地 区 名

氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付決定を受けた事業について、
計画を変更したいので、次のとおり申請します。

交付事業の名称	
変更後の交付金額	円
計画変更の理由	
計画変更の内容	

備考 「計画変更の内容」欄は、交付申請書に記載した事項又は添付書類に記載した事項
について、変更前と変更後が比較対照できるように記載しなければならない。

第7号様式（第11条関係）

知多市防犯灯設置事業補助金変更交付決定通知書

知多市 指令 第 号
年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付け計画変更申請書により、年 月 日付け知多市 指令 第 号で通知した交付決定について、知多市防犯灯設置事業補助金及び防犯灯電灯料交付金交付要綱第11条の規定により、次のとおり変更決定したので通知します。

補助事業の名称	
変更交付決定額	円
交付の条件	

第 8 号様式（第 1 1 条関係）

知多市防犯灯電灯料交付金変更交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付け計画変更申請書により、年 月 日付け知多市 指令 第 号で通知した交付決定について、知多市防犯灯設置事業補助金及び防犯灯電灯料交付金交付要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり変更決定したので通知します。

交付事業の名称	
変更交付決定額	円
交付の条件	

第9号様式（第13条関係）

知多市防犯灯設置事業補助金実績報告書

年 月 日

知多市長 様

駐在員 住 所
地 区 名
氏 名
電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業
が完了したので、次のとおり報告します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
実施期間	
添付書類	設置に要した費用の領収書の写し

第10号様式（第14条関係）

知多市防犯灯設置事業補助金確定通知書

知 発第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、知多市防犯灯設置事業補助金及び防犯灯電灯料交付金交付要綱第14条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
確定額	円

第 1 1 号様式（第 1 5 条関係）

知多市防犯灯設置事業補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

駐在員 住 所
地 区 名
氏 名
電 話 番 号

年 月 日付け知 発第 号で補助金額の確定を受けた補助事業について、次のとおり請求します。

補助事業の名称			
請求金額	円		
確定額	円		
上記のうち受領済額	円		
振込口座	金融機関名		
	店名		
	預金の種類	口座番号	
	フリガナ		
	口座名義人		

第12号様式（第15条関係）

知多市防犯灯電灯料交付金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

駐在員 住 所
地 区 名
氏 名
電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり請求します。

交付事業の名称			
請求金額	円		
確定額	円		
上記のうち受領済額	円		
振込口座	金融機関名		
	店名		
	預金の種類	口座番号	
	フリガナ		
	口座名義人		